

## 支 援 対 象 者 登 録 申 請 書

（宛先）武 豊 町 長

裏面の利用規約に同意した上で、武豊町認知症迷い人SOS情報ネットワークにおける支援対象者の登録を申請します。なお、事業の利用にあたっては、申請された情報を町が管理し、支援対象者が迷い人になった場合、町が捜索協力者や警察等に対して情報提供することに同意します。

また、支援対象者が保護された場合は、速やかに引取り、その安全を確認することを約束します。

申請種別	新規・変更・廃止	申請日	平成 年 月 日
申請者	氏 名： (登録者との続柄又は関係： )		
	住 所： 〒		
	電 話：		
フリガナ		性別	男 ・ 女
支援対象者 氏名		生年 月日	M・T・S 年 月 日
対象者住所	武豊町 字 電話：		
行方不明歴	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
緊 急 連絡先 申請者と異なる 場合のみ	氏 名： (登録者との続柄又は関係： )		
	住 所：		
	電 話：		

### 【親族等同意欄】

**\* 親族以外による申請（介護保険施設等）の場合には、対象者の親族又は成年後見人等から事業利用にかかる同意を得てください。（登録者に親族がない場合を除く。）**

私は、支援対象者が事業利用することに同意します。

また、事業の利用にあたり、申請した情報を武豊町が管理し、支援対象者が迷い人となった場合、町が捜索協力者や警察等に対して情報提供することに同意します。

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 【対象者との続柄（関係）： \_\_\_\_\_】

## 武豊町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク支援対象者利用規約

(はじめに)

第1条 この規約は、武豊町認知症迷い人情報 SOS ネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、武豊町認知症迷い人情報ネットワーク（以下「迷い人ネット」という。）の支援対象者における利用条件等について定めるものです。

(支援対象者の登録)

第2条 支援対象者（以下「対象者」という。）として登録できるのは、町内に在住し、認知機能の低下により行方不明になるおそれがある者としてします。

- 2 支援対象者の登録を受けようとする場合には、支援対象者登録申請書（以下「申請書」という。）を武豊町地域包括支援センター（以下「包括」という。）に提出するものとし、その提出をもって、本規約の記載内容に同意したものとみなします。
- 3 申請書の受付は、包括の窓口業務受付時間内とし、登録に要する費用は無料とします。
- 4 包括は、申請内容を確認の上、支援対象者登録通知書により、申請者に登録完了の通知を行います。
- 5 包括は、対象者に対して、定期的に登録情報の確認をしますが、対象者に該当しなくなったり、登録内容の変更があった場合等は、申請者は、すみやかに包括へ連絡をしてください。
- 6 申請者等がこの規約に違反した場合、その他町が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(迷い人情報の配信)

第3条 登録済みの支援対象者が迷い人となった場合、申請者は、包括指定の連絡先へ情報配信を依頼します。

- 2 包括は申請者から行方不明になった時の状況等と公開可能な情報を確認し、協力者に対する迷い人情報の配信文を作成し、町が協力者へ情報配信します。
- 3 申請者からの配信依頼は24時間受付しますが、社会通念上、適切ではないと思われる時間帯においては、協力者に対する情報配信を行わないことがあります。
- 4 迷い人情報の配信を受けた協力者から包括へ情報が入った場合、包括は申請者に報告するほか、必要に応じた支援を行います。
- 5 迷い人が発見された場合、町は、協力者に対して、発見報告を配信します。

(免責事項)

第4条 町は、申請者、及び支援対象者（以下「申請者等」という。）が事業を利用したことにより発生した損害、及び申請者等が第三者に与えた損害などについても、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第5条 この規約の内容の一部又は全部を申請者等への通告なしに変更する場合があります、この場合の利用条件等は、変更後の規約によるものとします。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成28年8月25日から施行します。

【事務処理欄】 被保険者番号

介護度

CM

入力

通知